

平成 29 年 3 月 31 日 制定（国空航第 11618 号、国空機第 9881 号）
令和 2 年 12 月 24 日 一部改正（国空航第 2751 号、国空機第 939 号）

航空局安全部
運航安全課長
航空機安全課長

航空局ホームページに掲載する団体等が作成した飛行マニュアルの確認
手続について

1. 目的

「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（以下「審査要領」という。）
2-2-1（7）において、申請書に使用する飛行マニュアルの名称及び作成する
団体を記載することで、申請書への飛行マニュアルの添付が省略できるとされてい
る「航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアル」の掲載
に必要な手続を定めることを目的とする。

2. 確認の願出

航空局ホームページへの掲載を希望する無人航空機の製造者や業界団体等は、
様式の「団体等が定めたマニュアル掲載にかかる確認について（願出書）」及び対象
となる飛行マニュアルを提出し、航空局の確認を受けること。

3. 確認事項

航空局は、様式の内容を確認の上、提出された飛行マニュアルが審査要領 4-3
-2 に掲げる内容を満たすことを確認することとする。

また、追加基準への適合を要する飛行形態を伴う飛行マニュアルの場合には、飛
行形態に応じて審査要領 5 に掲げる内容を満たすことを確認することとする。

4. ホームページへの掲載

航空局は、3. を確認し適当と認められる場合は、願出者にその旨連絡するとと
もに、速やかに航空局のホームページへマニュアルを掲載することとする。

5. ホームページの掲載の取りやめ

団体等から航空局ホームページ掲載について取りやめの希望があった場合には、
当該団体等のマニュアルについて、ホームページへの掲載を取りやめることとする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日 国空航第 11618 号、国空機第 9881 号）
本通達は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日 国空航第 2751 号、国空機第 939 号）
本通達は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

(様式)

年 月 日

団体等が定めたマニュアル掲載にかかる確認について (願出書)

運航安全課長・航空機安全課長 殿

氏 名
及び住所
(連絡先)

下記の団体等が定めた無人航空機の飛行にかかる飛行マニュアルについて航空局ホームページに掲載、変更又は掲載を取りやめるための審査を受けたいので、以下のとおり提出します。

団体名	
マニュアル名称	
担当部署	
問い合わせ先	
※ホームページには団体名、名称、担当部署、問い合わせ先が記載されます。 今後、問合せを受け付けることが出来る連絡先を記載ください。	
願出の種類	<input type="checkbox"/> 新規 / <input type="checkbox"/> 変更 / <input type="checkbox"/> 掲載の取りやめ
備考	

(注)航空局ホームページに掲載されたマニュアルの変更又は掲載の取りやめを希望する場合は再度、本様式に必要事項を記載し、必要な書類とともに提出すること。